

各種会議における主な意見

1 第 14 回富士山世界文化遺産学術委員会各会議 (R 2, 10, 15)

(1) 富士山須走口五合目における園地事業の遺産影響評価について

- ・インフォメーションセンターが整備されるのは大変よいこと。どういう中身を展示するのかを富士山世界遺産センターとも連携をとっていただきたい。

(2) 経過観察指標にかかる年次報告について(議事(4))

- ・今後、年次報告書に新たにH I Aについての記載が加わってくるという理解でよいか(⇒事務局：よい)

2 第 16 回富士山世界文化遺産学術委員会各会議(R 3, 2, 26)

(1) 「富士山登山鉄道構想」に対する提言について

- ・学術委員会が作成した「富士山登山鉄道構想に対する提言」が、同構想に反映しており安心した。
- ・同提言において記載した、世界遺産委員会へ報告義務が日本政府にあるということ、世界遺産委員会が求める、後戻りが可能な初期段階での遺産影響評価(H I A)の実施について改めてお願いしたい。
- ・まずは山梨県の責任において、計画初期段階におけるH I Aを学術委員会と連携を取りながら進めてもらいたい。
- ・登山鉄道構想に記載した目的を達成するためにはL R Tで良いのか、他に方法があるのかを含めて本格的に議論し、構想の進み方と歩調を合わせながら、学術委員会として取り組みを続けていくべき。

(2) ユネスコへの定期報告について

- ・登山鉄道について、計画段階でH I Aを行うことは評価できること。そのことも記載すべきではないか。
- ・国、地元自治体、民間を含む関係者が策定した計画に従って、一体となって保存管理を行っていることを報告してほしい。

(3) 世界遺産「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル(案)について

- ・山梨県の景観配慮条例に移行する事業について、どのような判断の下に移行

したのか、学術委員会へ報告すべきではないか。

- ・山梨県は景観配慮条例の要綱等に、マニュアルを参考にする旨を加え運用したら良いのではないか。
- ・H I Aマニュアルは法的根拠のあるものではないことを認識する必要がある。山梨県は条例として整備しているので、法的な枠組のないプロセス（マニュアル）にどれだけ移行させるかは課題である。
- ・同時に、H I Aマニュアルにあるレベル2以下にならなければ中止を要請ということもどれだけ有効なのか気になっている。
- ・法的根拠がない国際的な要請の中での遺産影響評価マニュアルをどう位置づけていくかということについて検討を要するということを念頭におきながら運用を続けていただきたい。

3 第20回富士山世界文化遺産協議会作業部会（R3, 3, 15）

（1）「富士山登山鉄道構想」に対する学術委員会提言について（報告事項）

- ・富士山を守り続けた地元の意見が反映されず同構想の策定が進められていることは住民代表として納得できない。

（山梨県回答）

- ・今後、地元の方々に同構想の説明を行いながら意見を頂戴したい。同構想自体は、意見を交わすためのたたき台の位置付けである。
- ・鉄道の運賃が1人1万円というのは、金持ちの登山に方向性を持っていつているのではないか。富士山は、元々富士講による庶民信仰の登山である。同構想を実現させるのであるならばもっと低料金にすべき。

（山梨県回答）

- ・料金は、あくまで参考としてお示ししたい。今後、皆様から様々な意見を頂戴する中で検討を進めたい。
- ・同構想の中で、五合目のあり方が重要とされているが、どのように再整備するか具体化されているか、スケジュールは決まっているか。

（山梨県回答）

- ・学術委員会から五合目のあり方をきちんと検討すべきと宿題をいただいた。また、これまで関係の皆様と五合目について議論もさせていただいているが、まずは、同構想について関係する皆様に説明したうえで、五合目のあり方についても議論したい。
- ・学術委員会の提言について全面的に支持する。富士山は日本にとって大切な

存在であり、その顕著な普遍的な価値を後世に引き継ぐべきである。

- ・同構想は、自然環境に対し大きな変更を伴うものであり現時点において賛成できる内容ではない。

(2) 公平で分かりやすい利用者負担制度について

- ・五合目以下のエリアへの来訪者も恩恵を受けていると考えられるため、負担を求めるべきではないか。その場合、五合目から先に立ち入る人と、下の人では、金額に差をつけることが考えられる。
- ・徴収方法は、事前手続きを原則とし、出来る限りシンプルにするべきである。
- ・金額については、今後検討とされているが、具体的に複数年の事業計画を立て、必要な金額設定とするべきではないか。

(静岡県回答)

- ・五合目観光客、五合目から先に立ち入る来訪者に金額の差をつけ、二つの制度を同時に導入することは、非常に煩雑になることもあり、まずは一番受益を受けている五合目から先に立ち入る来訪者を対象とする。五合目観光客を対象とすることについては、次の段階と位置付けている。

- ・かつて静岡県側で法定外目的税を検討した時に、導入は不可能と結論付けをしている。また、両県の調整についてどう考えるか。

(静岡県回答)

- ・平成 15 年に静岡県が法定外目的税を検討した時は、不可能という結論となった。しかし、協力金制度導入から 5 年を経過し、制度の検証をしていく過程で、義務化について検討することとなったため、改めて丁寧に検討を進めたい。また、両県で足並みをそろえて進めていく。

- ・道路法等の関係法令をふまえると、来訪者の抑制（条件付入域制度）といったことが出来るのか。また、地元自治体との合意形成が必要ではないか。

(静岡県回答)

- ・関係法令の整合性は検討すべき課題と考えている。また、義務化の目的は、来訪者の抑制ではない。
- ・地元自治体との合意形成は必要と考え、今後丁寧に進めていく。

※本遺産協議会における報告事項及び協議事項に係る意見のみを記載